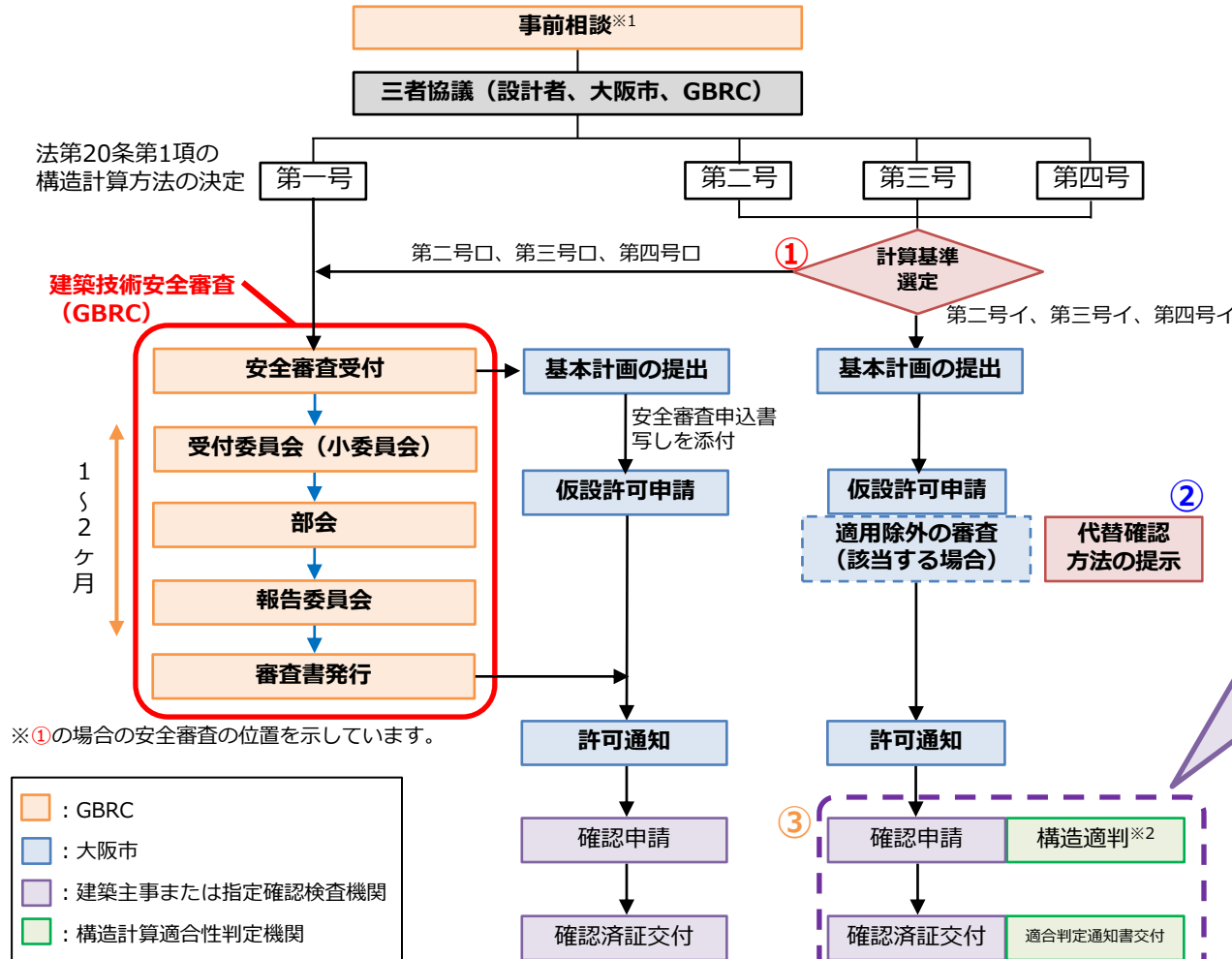


## 【解説】大阪・関西万博施設の構造審査について (2023.6.23更新)

大阪・関西万博施設（仮設建築物）の構造審査について、フロー図とポイントを示します。



※①の場合の安全審査の位置を示しています。

- : GBRC
- : 大阪市
- : 建築主事または指定確認検査機関
- : 構造計算適合性判定機関
- : 設計者
- : 設計者・大阪市・GBRCの三者

※1 実験等が必要な場合もあるため、できる限りお早めにご相談ください。  
 ※2 構造計算適合性判定が必要な計算ルートを選択した場合は、任意の構造適判を受ける必要があります。

- 【審査の対象となる建築物】
- ① 法第20条第1項一号相当の審査を行う場合  
許可通知までに審査書が必要です。
  - ② 材料の品質などに関する第三者機関の技術審査が必要な場合  
仮設許可申請までに審査書が必要です。
  - ③ 建築主事又は確認検査機関の構造安全性の判断根拠として必要である場合  
確認申請までに審査書が必要です。

【追加情報】  
 2023年6月23日より、大阪・関西万博施設（仮設建築物）において、「**確認申請**」と「**任意の構造計算適合性判定**」を同一の機関に申請することが可能となりました。

任意の構造計算適合性判定が必要な場合には、ぜひGBRCの構造計算適合性判定をご利用ください。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
 建築確認評定センター 性能評定課  
 担当：甲谷、川上、尻無濱  
 TEL：080(8303)3867  
 FAX：06(6966)7680  
 E-mail：seinou@gbrc.or.jp